

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「又は医師」を「及び健康管理医」に、「任命し、又は委嘱する」を「任命する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人材育成推進室)